

## 生駒市地域公共交通活性化協議会規約改正に係る新旧対照表

旧	新
<p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成21年11月27日から施行する。</p> <p>2 協議会設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成21年11月27日から施行する。</p> <p>2 協議会設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、平成22年7月26日から施行する。</u></p>

旧		新	
別表（第4条関係） 生駒市地域公共交通活性化協議会委員		別表（第4条関係） 生駒市地域公共交通活性化協議会委員	
区分	委員	区分	委員
法第6条第2項 第1号の委員	地域公共交通総合連携 計画作成市 生駒市長	法第6条第2項 第1号の委員	地域公共交通総合連携 計画作成市 生駒市長
法第6条第2項 第2号の委員	公共交通事業者等 奈良交通株式会社 取締役自動車事業本部長 近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部企画 統括部計画部長 社団法人奈良県バス協会 専務理事 奈良県タクシー協会 専務理事 奈良県タクシー協会 生駒支部会 代表	法第6条第2項 第2号の委員	公共交通事業者等 奈良交通株式会社 常務取締役自動車事業本部長 近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部企画 統括部計画部長 社団法人奈良県バス協会 専務理事 奈良県タクシー協会 専務理事 奈良県タクシー協会 生駒支部会 代表
法第6条第2項 第3号の委員	道路管理者 奈良県郡山土木事務所長	道路管理者	奈良県郡山土木事務所長
法第6条第2項 第3号の委員	公安委員会 生駒警察署長	法第6条第2項 第3号の委員	公安委員会 生駒警察署長
市民又は地域公共交通 の利用者	生駒市北地区自治連合会長 生駒市北地区自治連合会長 生駒市北地区自治連合会長 生駒市北地区自治連合会長 生駒市北地区自治連合会長 生駒市環境基本計画推進会議 副代表 公募市民	市民又は地域公共交通 の利用者	生駒市北地区自治連合会長 生駒市北地区自治連合会長 生駒市北地区自治連合会長 生駒市北地区自治連合会長 生駒市北地区自治連合会長 生駒市環境基本計画推進会議 副代表 公募市民
学識経験者	学識経験者	学識経験者	学識経験者
生駒市が必要と認める者	近畿運輸局奈良運輸支局長 奈良県土木部次長 奈良県交通運輸産業労働組合協議会 事務局長	生駒市が必要と認める者	近畿運輸局奈良運輸支局長 奈良県土木部道路・交通環境課長 奈良県交通運輸産業労働組合協議会 事務局長